

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認香川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	6 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	5 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和57年4月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和57年4月から同年12月まで
② 昭和60年4月から61年3月まで
③ 昭和61年12月から62年3月まで

国民年金保険料納付記録の照会を行ったところ、申立期間①、②及び③について納付事実が確認できなかったとの回答を受けたが納付できない。

経済的に苦しかったので、町役場に相談に行った際に国民年金保険料の納付を指導されたこともあったが、納付できる限りは期限から遅れてでも納付したと記憶している。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、昭和57年10月に同年1月から同年3月までの国民年金保険料を過年度納付したことが確認できる上、その時点では、3か月分の過年度保険料と、申立期間①に係る現年度保険料の納付が可能であったことから、町役場では現年度保険料の納付についても指導するのが一般的であり、申立人は指導に従い、申立期間①に係る現年度保険料も納付したと考えるのが自然であり、過年度保険料の3か月分のみを納付して現年度保険料を納付しなかったとする理由は見当たらない。

一方、申立期間②及び③については、申立期間②と③の間の昭和61年4月から同年11月までの国民年金保険料が63年7月に過年度納付されていることが町役場が保管している被保険者名簿から確認でき、当該納付が行われた時点では、申立期間②に係る国民年金保険料は時効により納付できない上、申立期間②の直前の58年4月から60年3月までの期間及び申

立期間③の直後の62年4月から平成元年10月までの期間について申請免除手続が行われていることから、申立人が申立期間②及び③の国民年金保険料の納付が困難であった状況がうかがわれ、ほかに当該保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和57年4月から同年12月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B支店における資格取得日に係る記録を昭和49年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年5月1日から同年6月1日まで
社会保険庁から、ねんきん特別便があり、年金記録を確認したところ、申立期間の記録が欠落していた。

当該期間はA株式会社C支店から同社B支店に転勤していた時期で、会社を辞めることなく同社B支店で正社員として継続して勤務しており、1か月の欠落があることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、A株式会社から提出された退職証明書（在職期間証明書）及び人事個人票（退職者）から判断すると、昭和47年4月26日から平成20年1月31日までの期間、申立人が同社に継続して勤務（昭和49年5月1日付けで同社C支店から同社B支店に異動。）し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所が保管するA株式会社C支店における申立人の被保険者資格喪失日及び同社B支店の被保険者資格取得日の記録から6万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「事務手続のミスにより、申立人の被保険者資格取得時期を誤って昭和49年6月1日として届出を行ったと思われるため、申

立人に係る申立期間の保険料は納付していない。」と供述していることから、社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA協会B局（以下、「B局」という。）における資格取得日に係る記録を昭和20年6月5日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を90円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和20年6月5日から同年11月25日まで

私は、昭和19年4月からA協会に勤務しており、申立期間当時は、Cでの研修を20年6月に終わると同時に、B局に配属され、技術関係の仕事に携わっていた。

申立期間においてはB局に継続して勤務しており、給与から厚生年金保険料が控除されていたと思うのに、未加入期間となっているのはおかしい。

第3 委員会の判断の理由

A協会が管理する申立人の人事記録から判断すると、申立人が申立期間においてB局に継続して勤務（昭和20年6月5日付けでA協会からB局に異動。）し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所が保管する申立人の昭和20年11月のB局の記録から、90円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料、周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事

業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年3月から50年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年3月から50年9月まで

昭和48年2月に会社を退職したので、同年4月ころ会社から渡された書類を市役所に持参し、国民年金と国民健康保険に加入した。国民年金保険料については、地域の納付組織に夫婦一緒に納付してきたのに、私の記録に未納期間があることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

また、申立人は、昭和50年12月1日に国民年金手帳記号番号の払い出しを受けており、この時点では申立期間の一部は時効により納付できない期間である上、申立人は、申立期間の国民年金保険料をさかのぼって納付した記憶は無いとしており、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、市の国民年金被保険者名簿の納付記録において、申立期間の昭和48年3月から50年9月までの欄は空白となっており、同年10月から同年12月までの欄には、国民年金手帳が払い出された年月である「50.12」の押印があり、また、51年1月以降の欄には「済」の押印があることから、50年10月から同年12月までの国民年金保険料は、申立人が国民年金手帳の交付を受けた際、市役所の窓口で納付し、51年1月以降の国民年金保険料は、夫婦一緒に納付組織を通じて納付したものと考えるのが自然である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 4 月 1 日から 30 年 5 月 30 日まで

厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について、加入記録が無い旨の回答をもらったが納得できない。

私は、申立期間当時、A株式会社で勤務しており、厚生年金保険に加入していたはずである。

申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間当時のA株式会社での勤務内容及び同社の施設についての詳細な配置に関する供述から、期間は特定できないものの、申立人が同社において勤務していたことは推認できるが、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、社会保険事務所が保管するA株式会社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間及び申立期間前後の昭和 27 年 9 月 19 日から 31 年 3 月 21 日までの期間に厚生年金保険の被保険者資格を取得した者の中に申立人の氏名は確認できず、一方、健康保険の被保険者番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

さらに、申立人が一緒に入社したと供述している同僚及び申立人と同学年の同僚3人は、同名簿において、申立期間以後の昭和 30 年 7 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できること、申立人自身が「勤務した期間は1年くらいなので、見習期間だったかもしれない。」と供述していることを併せて判断すると、申立期間当時、当該事業所においては、

入社と同時に厚生年金保険の被保険者資格を取得させていなかった事実がうかがわれる。

加えて、A株式会社は、申立期間当時の厚生年金保険に係る資料を廃棄していることから、申立人に係る厚生年金保険料を給与から控除していた事実を確認できる関連資料を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 4 月 1 日から同年 11 月 30 日まで

A事業所（現在は、B株式会社。以下同じ。）において、申立期間のうち、昭和 33 年 4 月 1 日から同年 6 月末ころまでの期間は、総務課で監視員として勤務し、しばらく休んだ後の同年 7 月下旬か同年 8 月初旬から同年 11 月 30 日までの期間は、C課で勤務していたのに、当該期間の厚生年金保険の記録が無い。

給与からは、厚生年金保険の保険料であったかどうかは分からないが、何か控除されていた覚えがあるので、申立期間につき、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B株式会社から提出のあった申立人の「職員名簿（勤務に関する記録）」並びに申立人及び同僚の供述から、申立人が、昭和 33 年 4 月 15 日から同年 6 月 14 日までの期間及び同年 7 月 15 日から同年 11 月 29 日までの期間、A事業所において「臨時者」として勤務していたことが確認できるが、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、社会保険事務所が保管するA事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人及び申立人が一緒に臨時者としてA事業所で勤務していたと主張している同僚二人の氏名は確認できない上、健康保険記号番号に欠番が無いことから、申立人の記録が失われたとは考え難い。

さらに、当該同僚二人のうち一人は「D事業所に正式採用されてから健康保険証をもらったと記憶しており、申立期間当時、臨時者は厚生年金保険には加入しておらず、給与から厚生年金保険料が控除されていた記憶も無

い。」と供述している上、当該同僚二人の厚生年金保険の記録について、社会保険庁の管理する記録を見ると、申立期間後の昭和 33 年 12 月 1 日以後に「E 共済組合」において厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認でき、当該同僚が同日より前に厚生年金保険の被保険者であった記録は無い。

加えて、B 株式会社は、申立期間当時の臨時者に対する厚生年金保険の取扱いに係る関連資料等を廃棄しており、申立人の主張を確認できる関連資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 12 月から 34 年 4 月まで

自分の年金記録について社会保険事務所へ照会したところ、昭和 30 年 12 月から 34 年 4 月までの期間の記録が無い旨の回答があった。

当該期間については、A株式会社で働いていた期間であり、厚生年金保険の記録が無いことは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、A株式会社で勤務していたことは、期間は特定できないものの、申立期間当時一緒に勤務していたとする同僚の供述から推認できるが、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、給与所得源泉徴収票等の資料は無い。

また、社会保険事務所が保管する記録では、当該事業所が厚生年金保険適用事業所であった期間は、昭和 28 年 9 月 1 日から 29 年 12 月 30 日までの期間となっており、申立期間において当該事業所は厚生年金保険の適用事業所ではないことから、申立期間当時、当該事業所において申立人と一緒に勤務していたとする同僚についても、中学校卒業直後に勤務した期間の一部（昭和 28 年 9 月 1 日から 29 年 3 月 15 日までの期間）については当該事業所における厚生年金保険被保険者記録があるものの、当該同僚が、申立人と一緒に勤務した期間が含まれる 2 度目に当該事業所で勤務したと供述している期間については、当該事業所における厚生年金保険被保険者記録は無い。

さらに、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は無く、健康保険の被保険者番号に欠番も見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認

できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立人の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 9 月 ころから 33 年 8 月 ころまで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間については加入していた事実が無い旨の回答をもらった。
申立期間当時は、A事業所の庶務課において事務の仕事をしており、隣の席で会計の事務をしていた同僚が、従業員の給料から保険料等を引いていたのを見ていたので、記録が無いというのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間当時に勤務していたと供述しているA事業所は、事業主の弟の妻及び同僚の供述から、申立期間当時はB株式会社の一部門であったこと、社会保険事務所が保管する事業所番号等索引簿によれば、申立期間当時、B株式会社は厚生年金保険の適用事業所であり、A事業所は、昭和 41 年 12 月 1 日に厚生年金保険の新規適用事業所となっていることが確認できることから、申立ての対象となる事業所は、B株式会社であると判断される。

申立人は、申立期間におけるB株式会社の同僚二人の氏名を記憶しており、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において当該同僚の氏名が確認できることから、期間は特定できないものの、申立人が当該事業所において勤務していたことは推認できるが、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、社会保険事務所が保管するB株式会社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の氏名は確認できず、一方、健康保険の被保険者番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものは考え難い。

さらに、申立人は「申立期間当時、B株式会社において、50 人くらい従業

員がいた。」と供述しているが、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立期間当時の厚生年金保険の被保険者は 30 人であったことが確認できることから、申立期間当時、当該事業所においては、厚生年金保険被保険者とし不在処遇での雇用形態が存在していたことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年3月から43年10月まで

厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答をもらった。

しかし、申立期間において、A有限会社で運転手として勤務しており、給与から厚生年金保険料が引かれていた記憶があるので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人がA有限会社に勤務していたことは、期間の特定はできないものの、同僚の供述から推認できる。しかし、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、当該事業所については、法人登記簿により、会社設立年月日が昭和41年5月30日であることが確認できること、社会保険事務所が保管する事業所整理記号番号索引簿により、同年7月1日に厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認できることから、申立期間のうち、同日以前は適用事業所ではない。

さらに、社会保険事務所が保管する当該事業所の申立期間における健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立人の氏名は確認できず、一方、同原票において、健康保険の被保険者番号に欠番が見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

加えて、雇用保険の記録においても、申立人の加入記録は確認できない。

なお、同僚の一人が「当該事業所には入社後、約3か月間の試用期間があった。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認

できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。